

施設利用契約書

江川文庫施設の使用についての契約書

公益財団法人江川文庫(以下、江川文庫と称する)と江川文庫の所有する江川邸を商業目的で使用するにあたって、江川文庫と使用者である[名称]との間に以下の通り契約を締結する。

(使用できる施設)

第1条 江川文庫が管理する江川邸の内、外庭・内庭・土間及び敷台・使者の間・塾の間・書院のいずれか、又は邸内全部を使用できる。

(使用する施設の監視と使用料の設定)

第2条 江川邸内の各施設を使用するに当たって、江川文庫では監視員をつける。そのために使用料を徴収する。

(使用する施設名称と使用目的)

第3条 江川邸内の施設を使用するに当たって、本契約書に使用しようとする施設名と使用目的を別記しなければならない。

(使用日時と契約日)

第4条 使用者は施設利用に使用に当たって使用日時を記して1か月前に契約しなければならない。使用する時間は終日又は半日使用ができる。

(使用料と支払方法)

第5条 第3条に示した施設と第4条で示した使用日時を規定通りに支払うものとする。支払いは使用が完了し、江川文庫が使用後の点検をしたのち請求書を発行する。使用者は請求書到着後1か月以内に支払うものとする。

(使用期間)

第6条 使用は原則1回につき1契約となるが、長期にわたって使用する場合、1年契約を結ぶことができる。この場合の支払いは使用した都度の点検後請求とする。

(契約の変更又は中止)

第7条 契約締結後、使う施設に変更が生じた場合には再契約を実施する。使用中に問題が発生した場合には使用の中止を求めることがある。また、施設を毀損した場合には文化財の賠償届を文化庁に提出し指示を仰ぐことになる。そうした場合には賠償を要求することがある。1年契約については第10条の後に1年契約である旨を付記する。

(著作権)

第8条 使用者が撮影した映像等の著作権は特別な場合を除き、使用者にある。

(契約の取消し)

第9条 使用者が本契約に違反した時は、江川文庫は直ちに契約の取消しを求めることができる。

(協議条項)

第10条 本契約書に定めのない事項、又は本契約書の解釈に疑義が生じた場合は、両者協議してその取扱いを決定する。

別記(複数ある場合はそれぞれ書くこと)

使用する施設の名称< >

使用する目的< >

使用料 () 円

本契約の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通ずつ保持する。

令和 年 月 日

<江川邸管理者>

静岡県伊豆の国市菰山菰山1番地

公益財団法人江川文庫 代表理事 江川 洋 印

<施設使用者>

住所

氏名 印